

## 令和4年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業

## 調査研究課題（1次公募）

調査研究 課題番号	調査研究課題名
1	認可外保育施設への効率的かつ効果的な指導監督に関する調査研究
2	認可外保育施設の利用者の保育等ニーズに関する調査
3	保育所の多機能化、他機関連携等を含む地域における保育所等の子育て支援提供体制に関する調査研究
4	保育所等における第三者評価、自己評価の実施及び活用に関する調査研究
5	病児保育事業の運営状況及び地域支援の取組に関する調査研究
6	一時預かり事業の実施状況に関する調査研究
7	放課後児童クラブの運営状況及び職員の処遇に関する調査
8	身近な相談先としての利用者支援事業（基本型）及び地域子育て支援拠点事業等のあり方等に関する調査研究
9	放課後児童クラブの待機児童対策に関する調査研究
10	放課後児童クラブの医療的ケア児を含む障害児の受け入れ体制及びインクルージョンの推進に関する調査研究
11	児童館における支援を要する学齢期児童の居場所づくり及び支援体制に関する調査研究
12	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）における提供会員の確保方策等に関する調査研究
13	里親支援センター（仮称）の設備・運用基準、第三者評価のあり方に関する調査研究
14	社会的養育推進計画の適切な指標設定に関する調査研究
15	新たな在宅支援体制の構築に向けた各種事業の運営基準の策定に関する調査研究
16	人口減少地域等における児童家庭支援センターを活用した地域家庭支援のあり方に関する調査研究
17	被措置児童等虐待における第三者による検証・改善委員会の運営マニュアル策定に関する調査研究
18	里親・ファミリーホーム・施設のあり方の検討に関する調査研究
19	社会的養育推進における在宅指導措置のあり方に関する調査研究

20	児童養護施設や乳児院の小規模化・地域分散化における本体施設のバックアップ体制に関する調査研究
21	特別養子縁組推進のための環境整備に関する調査研究
22	一時保護所職員に対して効果的な研修を行うための調査研究
23	一時保護所の設備・運営基準策定のための調査研究
24	児童相談所等の記録に関する調査研究
25	アドボケイト（意見・意向表明支援）における研修プログラム策定及び好事例収集のための調査研究
26	保護者支援プログラムのガイドライン策定及び好事例収集のための調査研究
27	要保護児童等に関する情報共有システムの効果的な活用方法及びその他のシステムとの効果的な連携のための調査研究
28	児童相談所における ICT や AI を活用した業務の効率化に関する調査研究
29	SNS を活用した児童虐待等に関する相談の効果的な運用に関する調査研究
30	ヤングケアラーの支援に係るアセスメントシートの在り方に関する調査研究
31	児童相談所における虐待による乳幼児頭部外傷事案における安全確保策に関する調査研究
32	児童相談所や一時保護所等における保健師の効果的な活用に関する調査研究
33	子ども家庭福祉の新たな資格に関する調査研究
34	養成校におけるモデル的なカリキュラムの検討と、子ども家庭福祉の新たな資格における指定研修等への養成校の協力の在り方に関する調査研究
35	産後ケア事業及び産婦健康診査事業等の実施に関する調査研究事業
36	3歳児健康診査における視覚検査の実施体制に関する実態調査研究
37	母子保健における児童虐待予防等のためのリスクアセスメントの実証に関する調査研究
38	児童福祉施設等における栄養管理や食事の提供の支援に関する調査研究

令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業  
調査研究課題個票（1次公募）

調査研究課題 1	認可外保育施設への効率的かつ効果的な指導監督に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>認可外保育施設については、令和元年10月よりスタートした幼児教育・保育の無償化の対象（子ども・子育て支援法第30条の2等）となっており、厚生労働省が示す認可外保育施設指導監督基準（平成13年3月29日付雇児発第177号雇用均等・児童家庭局長通知）を満たすことが要件とされている（子ども・子育て支援法第7条第10項第4号及び子ども・子育て支援法施行規則第1条）。</p> <p>ただし、幼児教育・保育の無償化の施行後5年間は、認可外保育施設の指導監督基準を満たさずとも無償化の対象となる経過措置規定（子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第7号）附則第4条）が置かれており、経過措置期間内において認可外保育施設指導監督基準の適合のために必要な支援を行うこと、さらに、経過措置期間後においても認可外保育施設の質の向上を図るための仕組みを構築することが急務である。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>各地方公共団体（都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市。以下、同じ）が「認可外保育施設指導監督の指針」における「（留意事項15）認可外保育施設が多数設置されている地域等における取扱い」（以下「指針の留意事項」という。）により立入調査等を実施するにあたり、以下のとおり、参考となる資料を作成する。</p> <p>（1）自主点検表のひな形及び活用事例集の作成</p> <p>立入調査の際必要な項目についてあらかじめ認可外保育施設に提出させる自主点検表について、各地方公共団体にアンケート（悉皆）及びヒアリング（アンケートにより抽出された5自治体程度を選定）を行い、自主点検表の活用実態等を把握した上で、各地方公共団体における活用に資するひな形を作成する。また、同アンケートにより把握した自主点検表を活用した事例集を作成する。</p> <p>（2）書面等により指導監督基準の適合確認を行う場合のチェックリストのひな形及び活用事例集の作成</p> <p>指針の留意事項を踏まえて指導監督基準の適合確認を行う場合に関して、各地方公共団体にアンケート（悉皆）及びヒアリング（アンケートにより抽出された5自治体程度を選定）を行い、書面等による確認を行うに当たってのチェックリストの作成・活用実態のほか、指導監督基準において実地での目視によらない手法を採った場合の課題等を把握する。その上で、書面等により指導監督基準の適合確認を行う場合のチェックリストのひな形及び活用事例集を作成する。</p> <p>※なお、調査研究を進めるにあたっては、先行研究を踏まえるとともに、定期的に、厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室と協議すること。特に</p>

	アンケート内容、ヒアリング事項、成果物となる報告書等のアウトプットについては、時間的余裕をもって協議すること。
求める成果物	<p>①上記（１）及び（２）について、各地方公共団体からのアンケート結果等をまとめた報告書 ※アンケートの個票・報告書のバックデータも電子データにより提出すること</p> <p>②上記（１）について、自主点検表のひな形及び活用事例集本体冊子 ※電子データも提出すること</p> <p>③上記（２）について、チェックリストのひな形及び活用事例集本体冊子 ※電子データも提出すること</p> <p>（注）②③の冊子については、同一の冊子としても差し支えない。</p>
担当課室・担当者	総務課少子化総合対策室指導係（内線４８３８）

令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業  
調査研究課題個票（1次公募）

調査研究課題2	認可外保育施設の利用者の保育等ニーズに関する調査
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>認可外保育施設については、令和元年10月よりスタートした幼児教育・保育の無償化の対象（子ども・子育て支援法第30条の2等）となっており、厚生労働省が示す認可外保育施設指導監督基準（平成13年3月29日付雇児発第177号雇用均等・児童家庭局長通知）を満たすことが要件とされている（子ども・子育て支援法第7条第10項第4号及び子ども・子育て支援法施行規則第1条）。</p> <p>ただし、幼児教育・保育の無償化の施行後5年間は、認可外保育施設の指導監督基準を満たさずとも無償化の対象となる経過措置規定（子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第7号）附則第4条）が置かれており、法施行5年後の検討に向けて認可外保育施設の運営・利用実態について把握する必要がある。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>認可外保育施設の質の向上等に向けた施策検討に資する基礎資料を得るため、全国の認可外保育施設に対し、各施設の保育内容等の特色や利用者の特徴（利用時間帯、利用のシチュエーション、施設選択の理由、認可施設利用の検討の有無、認可施設との併用状況などから、認可外保育施設がどのような保育等ニーズを満たしているのか等を把握する）について、具体的にアンケート（悉皆）を実施する。その上で、ヒアリング（アンケートにより回答が得られた施設の中から、ベビーホテル、事業所内保育施設、ベビーシッター、その他認可外保育施設の別や、保育内容等の特色や利用者の特徴に応じてグルーピングを行った上で、ヒアリング対象を選定（合計20～30箇所を想定））を行い、報告書にまとめる。</p> <p>※なお、調査研究を進めるにあたっては、先行研究があればそれを踏まえるとともに、定期的に厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室と協議すること。特にアンケート内容、ヒアリング事項、成果物となる報告書等のアウトプットについては、時間的余裕をもって協議すること。</p>
求める成果物	<p>各認可外保育施設からのアンケート結果等をまとめた報告書</p> <p>※アンケートの個票・報告書のバックデータも電子データにより提出すること</p>
担当課室・担当者	総務課少子化総合対策室指導係（内線4838）

令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業  
調査研究課題個票（1次公募）

<p>調査研究課題3</p>	<p>保育所の多機能化、他機関連携等を含む地域における保育所等の子育て支援提供体制等に関する調査研究</p>
<p>調査研究課題を設定する背景・目的</p>	<p>これまで、国の保育政策は、都市部を中心とする待機児童問題への対応を主軸として、保育の量的拡充と保育の質の向上を両輪として進めてきた。累次の国のプランにより保育の量的拡充に取り組んだ結果、令和3年4月時点の待機児童数は過去最少となっており、また、8割超の市区町村では4月時点での待機児童はゼロとなっている。人口減少地域を含む多くの地域にとっては、今後、保育所が地域社会のために欠かせない社会インフラとしてどのように維持していくのかが大きな課題となっている。</p> <p>今般、令和3年12月に取りまとめられた「地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会取りまとめ」（令和3年12月20日）において、各地域の保育所を含む子育て資源の機能・役割分担の下で、保育提供体制を構築する必要があるとともに、保育所の多機能化等や、保育所が他の子育て支援機関等と連携して効果的に地域支援を行う等の事例の収集と展開について検討すべきであるとされていることを踏まえ、本調査研究を実施する。</p>
<p>想定される事業の手法・内容</p>	<p>地域において、保育の提供を含む子育て支援について、保育所が果たしている現状の役割や、今後果たしていくことが期待される役割と課題等について把握するために、人口規模や立地等を考慮した上で、4～6団体程度の自治体を選定し、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自治体の子育て支援体制全体における保育所の役割・位置付け</li> <li>・保育所等と各種子育て支援施設、行政等の他機関との連携体制の構築</li> <li>・保育所における多機能化や地域支援</li> </ul> <p>について、地域ごとに課題の整理、事例の収集を行い、展開することを目的とする。</p> <p>（対象自治体の子育て支援提供体制に関する基礎的なデータ収集） 選定した自治体を対象として、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・具体的な子育て支援の提供内容に関する基礎的な情報収集</li> <li>・子育て支援の物理的な提供範囲などに関する情報の整理</li> </ul> <p>といった客観的なデータを整理。</p> <p>（対象自治体に対するヒアリング等） 選定した自治体を対象に、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の子育て支援体制全体における保育所等の役割・位置付け</li> <li>・保育所等と各種子育て支援施設、行政等の他機関との連携体制等の実態や課題等</li> </ul> <p>についてヒアリング等を実施。</p>

	<p>(対象自治体内の保育所等に対するヒアリング等)</p> <p>調査対象として選定した自治体内の保育所等に対して、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育所等で実施している多機能化</li> <li>・ 他機関と連携して実施している地域支援等の実態や課題 等</li> </ul> <p>についてヒアリング調査等を実施。</p> <p>※なお、調査研究を進めるに当たっては、適宜、厚生労働省子ども家庭局保育課と協議すること。</p>
求める成果物	<p>保育所の多機能化、他機関連携等を含む地域における保育所等の子育て支援提供体制等に関し得られた示唆や課題についてまとめた報告書。</p> <p>収集した基礎的データや自治体や保育所等に対するヒアリング調査の結果等を含む、本調査研究事業における調査・分析で得られたデータ一式については、電子媒体で提出すること。</p>
担当課室・担当者	保育課 企画調整係（内線４８５２、４８３９）

令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業  
調査研究課題個票（1次公募）

調査研究課題4	保育所等における第三者評価、自己評価の実施及び活用に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>今後、保育所が地域の中で欠かせないインフラ機能として維持されていく上で、保育の質も当然に維持していく必要がある中、自己評価や第三者評価による継続的な評価・改善は重要であるが、第三者評価については保育所に必ずしも義務付けがなされていないこともあり、その受審率は全国的に低い現状である。</p> <p>今般、令和3年12月に取りまとめられた「地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会取りまとめ」（令和3年12月20日）において、自己評価（関係者の関与を含む）、第三者評価の実施及び公表が効果的に行われるための方策について、実態を把握した上で、その改善策について検討すべきであるとされていることや、令和3年の規制改革推進会議の「当面の規制改革の実施事項」（令和3年12月22日）において、「保育所等に対する第三者評価の実施状況には地域差があることから、厚生労働省は、第三者評価の実施に当たっての現場レベルでの課題について把握・分析を行った上で、効果的な第三者評価が全国的に行われるよう（中略）必要な措置を講ずる。」とされていること等も踏まえ、本調査研究を実施する。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>第三者評価、自己評価の実施状況等の実態を把握し、更なる活用促進や保育の質の改善につながるような実効性を高めるための方策を検討する。</p> <p>（全国の保育所等に対するアンケート調査（抽出））</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自己評価、第三者評価の実施状況（関係者評価の実施等を含む）</li> <li>・受審していない場合の理由、今後の見込み</li> <li>・受審している場合の公表状況（ここ de サーチへの入力等）</li> <li>・受審している場合の評価の活用方法（自己評価と第三者評価の相互的活用を含む）等</li> </ul> <p>に関するアンケート調査</p> <p>（保育所等へのヒアリング（第三者評価を受審している又は今後予定している施設））</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第三者評価を受審するに至った（することに決めた）経緯（受審中の施設に対し）</li> <li>・第三者評価を受審したことによる効果（何らかの状況が改善した事例等）</li> <li>・第三者評価の受審結果についての保護者への共有の方法（今後予定の施設に対し）</li> <li>・受審に向けた手続等の実務上の課題、改善点</li> <li>・自己評価との連携について 等</li> </ul> <p>に関するヒアリング</p>



	<p>(自治体へのヒアリング)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金を始めとしたインセンティブの仕組み等を導入している自治体へ詳細な取組内容、成果</li> <li>・施設への第三者評価機関の紹介や受審のサポートを行うような取組内容、成果</li> <li>・第三者評価及び自己評価に対する自治体のスタンスや考え方、それらを踏まえた施策の実行状況</li> <li>・他の福祉制度との実施状況の差異等についての見解 等</li> </ul> <p>に関するヒアリング</p> <p>(第三者評価機関へのヒアリング)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第三者評価実施者の人材確保状況や、資質担保の方法について</li> <li>・具体的な評価方法（回数、評価後のフォローなど）</li> <li>・保育所への評価で課題と感じている点 等</li> </ul> <p>に関するヒアリング</p> <p>(有識者による研究会の実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査やヒアリング結果を踏まえた評価の普及方策全般について</li> <li>・評価者の人材不足を踏まえて考えられる方策について（地域人材の活用やオンライン実施等含む）</li> <li>・保育所の特性（利用者との直接契約ではない等）を踏まえた評価の実施及び公開に関するインセンティブの在り方について</li> <li>・利用者が保育所の評価を目にするための機会創出の在り方について 等</li> </ul> <p>※なお、調査研究を進めるに当たっては、適宜、厚生労働省子ども家庭局保育課と協議すること。</p>
<p>求める成果物</p>	<p>保育所等における第三者評価、自己評価の実施及び公表に関する実態や課題についてまとめた報告書。</p> <p>保育所等に対するアンケート調査及びヒアリング調査の結果を含む、本調査研究事業における調査・分析で得られたデータ一式については、電子媒体で提出すること。</p>
<p>担当課室・担当者</p>	<p>保育課 企画調整係（内線４８５２、４８３９）</p>

令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業  
調査研究課題個票（1次公募）

調査研究課題5	病児保育事業の運営状況及び地域支援の取組に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>病児保育事業は、保護者が就労している場合等において、子どもが病気の際に、病院・保育所等において一時的に保育を行う事業であり、安心して子育てができる環境の整備に資するとともに、地域の保育所等への情報提供や巡回支援等を実施するなど、その専門性を生かした地域支援にも取り組んでいるところである。</p> <p>しかしながら事業の特性として、病児保育事業は感染症の流行や、病気の回復等による突然の利用キャンセル等により事業運営の見通しが立てづらいといった点も指摘されており、厚生労働省では令和3年度予算において、安定的な提供体制を確保できるよう補助の仕組みを見直したところである。</p> <p>本調査研究では、今後の病児保育事業の在り方について検討を行うため、補助の見直し後の病児保育事業の運営状況を把握するとともに、地域支援の取組について収集することを目的とする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>病児保育事業の運営状況及び地域支援の取組を把握するため、病児保育事業所及び市町村に対して調査を実施し、取組事例の収集を行う。</p> <p>（1）運営状況調査</p> <p>「令和3年度子ども・子育て支援交付金」の対象となった病児保育事業所の全数（約3,000か所）に対して、調査票を送付し、回答の回収、集計を行う。</p> <p>[主な調査項目]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和元年度、令和2年度及び令和3年度の収支状況</li> <li>・職員の配置状況、兼務等の状況</li> <li>・利用手続き</li> <li>・運営上の課題や問題点 等</li> <li>・地域支援の取組</li> <li>・医療機関との連携状況</li> </ul> <p>（2）市町村の病児保育事業への支援状況に関する調査</p> <p>全市町村に対して、調査票を送付し、回答の回収、集計を行う。</p> <p>[主な調査項目]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後の病児保育事業の整備計画</li> <li>・病児保育事業所への委託費等の内容及び支払い方法</li> <li>・その他、病児保育事業者への支援の内容</li> <li>・利用者の利便性向上等に関する取組</li> <li>・地域における子育て支援の中での病児保育事業所の位置づけ、具体的な内容 等</li> </ul> <p>（3）地域支援に関するヒアリング（10か所程度）</p> <p>上記（1）及び（2）で収集した情報の中から、実施方法や実施に当たったの工夫、課題等についてヒアリングを行う。</p>

	<p>なお、調査研究を進めるにあたっては、適宜、厚生労働省子ども家庭局保育課と協議すること。</p>
<p>求める成果物</p>	<p>病児保育事業の運営状況等に関する調査結果及びその分析、取組事例や必要な支援策の提言をまとめた報告書</p> <p>※電子媒体及び紙媒体で提出すること。</p> <p>また、調査・分析に用いた電子データ一式も併せて提出すること。</p>
<p>担当課室・担当者</p>	<p>保育課 地域保育係（内線４８４８）</p>

令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業  
調査研究課題個票（1次公募）

調査研究課題6	一時預かり事業の実施状況に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>少子化社会の進展、核家族化、地域のつながりの希薄化等により、都市部ばかりか地方においても、特に保育所等を利用していない0～2歳児を中心として、いわゆる「未就園児」を養育する家庭が孤立し、地域の中で「孤育て」を強いられているケースが指摘されており、こうした家庭を対象とした地域の子育て家庭等への支援の必要性が高まっている。</p> <p>特に、一時預かり事業については、令和3年12月20日にとりまとめられた「地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会」の報告書において、多様なニーズを抱えた保護者・子どもへの支援を進めるために、一時預かり事業の利用促進やより効果的な支援を行うための在り方についての検討が提言されるなど、地域全体で子育て家庭を支えていく際に大きな役割を果たすことが期待されている。</p> <p>こうしたことから、一時預かり事業の取組状況を把握するとともに、子育て家庭への支援として一時預かり事業を積極的に実施している事例を収集し、好事例集を作成することを目的とする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>一時預かり事業の取組について把握するため、一時預かり実施施設及び市町村に対して調査を実施し、実施状況の把握を行うとともに、取組事例の収集を行う。</p> <p>(1) 取組状況及び事例の調査（全市町村、一時預かり実施施設） 全国の一時預かり事業の実施状況に関する基礎的なデータ・事例の収集を行う。</p> <p>(2) 地方公共団体や実施施設へのヒアリング（20か所程度） 上記（1）で収集した情報の中から、子育て家庭の一時預かり事業の利用の促進に資する取組や、子どもの成長を支えとともに保護者の子育てに寄り添った支援に関する先駆的な取組について、その具体的な実施方法や実施に当たっての工夫、課題等についてヒアリングを行う。</p> <p>[想定される取組例]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・未就園児を養育する家庭に定期的な利用を促している取組</li> <li>・利用者の利便性向上に関する取組（予約システムの構築、事前登録やならし保育の実施など）</li> <li>・一時預かりに従事する職員の資質向上を行っている事例 など</li> </ul> <p>なお、調査研究を進めるにあたっては、適宜、厚生労働省子ども家庭局保育課と協議すること。</p>
求める成果物	<p>一時預かり事業の取組状況に関する調査結果及びその分析、取組事例や必要な支援策の提言をまとめた報告書</p> <p>※電子媒体及び紙媒体で提出すること。</p>

	また、調査・分析に用いた電子データ一式も併せて提出すること。
担当課室・担当者	保育課 地域保育係（内線４８４８）

令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業  
調査研究課題個票（1次公募）

調査研究課題7	放課後児童クラブの運営状況及び職員の処遇に関する調査
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>放課後児童クラブについては、「共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験を行うことができるよう放課後児童クラブと放課後子供教室の両事業」の計画的な整備等を推進するため、平成30年9月に「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、放課後児童クラブの受け皿整備や育成支援の内容の向上に関する取組について進めているところである。</p> <p>しかし、待機児童が未だに発生していることから、放課後児童クラブの受け皿整備を進めていく必要がある、そのためには人材確保策等について検討する必要がある。</p> <p>このため、今後の施策の検討の基礎資料とするため、放課後児童クラブの職員の状況や決算情報等を収集・分析することにより、これまでの処遇改善策の効果や、放課後児童支援員等放課後児童クラブ職員の賃金をはじめとする処遇の状況等について分析を行う。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>本調査研究課題で想定する調査手法等は、次の通りとする。</p> <p>設置運営形態や所在地等を考慮し抽出した放課後児童クラブに対して調査票を送付し、令和3年度における各放課後児童クラブにおける職員の雇用形態、賃金等の状況や決算に関する情報を収集・集計・分析することにより、これまでの処遇改善策の効果や放課後児童クラブで働く職員の給与や賞与の水準について分析するとともに、これらと放課後児童クラブ全体の収入や支出との関係についても分析を行う。また、収入と支出の分析に当たっては、国庫補助や地方公共団体の補助について区別して分析を行う。</p> <p>合わせて、放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業の実施状況等に関して事業実施自治体に対して質問紙により調査する。</p> <p>分析にあたっては、放課後児童クラブ職員の給与等の水準について、経年分析による処遇改善策の効果・影響、雇用形態、勤続年数や放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業の実施の有無等による効果等について分析を行うことや、放課後児童クラブの運営に係る収支における人件費比率等の分析視点を検討すること。</p> <p>なお、調査研究を進めるにあたっては、適宜、厚生労働省子ども家庭局子育て支援課健全育成推進室と協議すること。</p>
求める成果物	<p>(1) 上記の調査による結果をまとめた電子媒体及び紙媒体での報告書。</p> <p>(2) 結果を簡潔にまとめた電子媒体及び紙媒体での報告書概要版(A4版10頁程度)。</p> <p>(3) 調査・分析に用いた電子データ一式。</p> <p>※令和4年中に、中間報告を提出していただきたい。また、それ以後について</p>

	も、調査の進捗に応じて、報告願いたい。
担当課室・担当者	子育て支援課 健全育成推進室 室長補佐（内線４８４３） 児童健全育成専門官（内線４８４７）

令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業  
調査研究課題個票（1次公募）

調査研究課題8	身近な相談先としての利用者支援事業（基本型）及び地域子育て支援拠点事業等のあり方等に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>利用者支援事業は、子育て親子の身近な場所で相談に応じ、その個別のニーズを把握して、適切な施設や事業等を円滑に利用できるように支援する事業である。また、地域子育て支援拠点事業は、地域の身近な場所で、子育て親子の交流や育児相談、情報提供等を行う事業である。</p> <p>今般、「令和3年度 社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会 報告書（案）（令和3年12月28日現在）」（以下、「報告書（案）」という。）において、「全ての妊産婦、子育て世帯、子どもが悩み等を気軽に相談できる環境が必要である。このため、地域の実情に応じて、保育所、認定こども園、幼稚園、児童館、地域子育て支援拠点などの身近にアクセスできる子育て支援の資源などが、これらを利用していない世帯も含めて、身近な相談先としての機能を果たしていくこととする。このため、市区町村はこのような身近な相談機能を地域に整備するよう努めるものとする」とされ、国は「利用者支援事業などについて検討を加え、身近な相談先を担う施設等において十分な体制が確保されるような支援とする」こととされている（この体制について、以下「かかりつけ相談機関」という。）。</p> <p>これを受けて、本調査研究では、利用者支援事業（基本型）や地域子育て支援拠点事業等で行われている各家庭への相談支援や関係機関との連携・つなぎ等に関する実態把握や事例収集を行うとともに、報告書（案）の内容等を踏まえ、かかりつけ相談機関としてのあり方について検討する。</p> <p>また、同じくかかりつけ相談機関としての役割が期待される児童館についても同様に検討する。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>本調査研究課題で想定する調査手法等は次の通りとする。</p> <p>&lt;現状把握&gt;</p> <p>①利用者支援事業（基本型）及び地域子育て支援拠点事業、児童館等の事業者に対する実態調査を実施し、相談件数や相談内容等の実態を把握する（各事業等における一般的な相談内容等がどのようなものかを分析）。</p> <p>②かかりつけ相談機関の趣旨に合致した先進的といえる事例について実態を把握する。</p> <p>※上記の実態把握については、地方自治体等に対するアンケート調査、利用者支援専門員及び拠点職員等、利用者へのヒアリング調査を想定。</p> <p>&lt;ギャップ分析&gt;</p> <p>○上記①と②の間にあるギャップを分析するとともに、そのギャップを解消するために必要な課題整理等を行う。</p> <p>&lt;あり方検討&gt;</p> <p>○上記の結果を踏まえて、かかりつけ相談機関に求められる機能等、あり方の検討を行う。</p> <p>なお、本調査研究は、有識者等で構成する検討委員会を開催することとし、そ</p>



	の構成員の人選及び調査研究の進め方等については、適宜、厚生労働省子ども家庭局子育て支援課と協議すること。
求める成果物	上記の内容を実施し、報告書を作成し、提出すること。併せて、調査に係る電子データ一式等についても提出すること。報告書については、紙媒体の提出の他、電子媒体（ワードやエクセル等）も併せて提出すること。
担当課室・担当者	子育て支援課課長補佐（内線４９５５）、子育て支援係（内線４９５７）

令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業  
調査研究課題個票（1次公募）

調査研究課題9	放課後児童クラブの待機児童対策に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>放課後児童クラブにおける待機児童の解消等を図るため、平成30年9月に策定した「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、受け皿整備を進めているところである。しかし、令和3年5月1日現在において待機児童が13,416人生じている。待機児童の発生要因やその解消に向けた取組状況は多様であり、詳細な分析が求められる。</p> <p>また、平成30年7月に公表した「総合的な放課後児童対策に向けて（社会保障審議会児童部会放課後児童対策に関する専門委員会中間とりまとめ）」において、4年生以上の高学年児童の待機児童の解消方策として、「放課後児童クラブの整備に加え、地域の中に多様な居場所を確保することが求められること」や将来的な検討課題として「安心して利用できる一時預かりのあり方について」等が提言されている。</p> <p>このため、今後の施策検討の基礎資料とするため、放課後児童クラブを利用できていない子どもの支援の状況や自治体における待機児童の把握方法等を収集・分析することにより、待機児童の解消のための施策等について検討を行う。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>本調査研究課題で想定する調査手法等は、次の通りとする。</p> <p>① 市町村の放課後児童健全育成事業、あるいは放課後児童対策担当部署に対する質問紙調査（悉皆調査）を行う。令和3年度以降の放課後児童クラブの利用に係る手続きや情報提供の状況、待機児童の発生状況と把握方法、結果として放課後児童クラブを利用できなかった児童の支援の状況等について情報を収集・集計・分析する。なお、放課後児童健全育成事業を実施していない市町村に対しては、放課後児童クラブに代わるサービス等放課後児童対策の実施状況について把握すること。</p> <p>② 予備調査及び研究会での協議から抽出した市町村10か所程度に対してヒアリング調査を実施し、効果的な放課後児童健全育成事業に係る事務手続き等（利用手続き、利用調整、待機児童への適切な支援等）に関する事例の収集を行う。</p> <p>なお、本調査研究は、有識者や自治体職員等で構成する研究会を開催することとし、その構成員の人選及び調査の進め方等は、厚生労働省子ども家庭局子育て支援課健全育成推進室と適宜協議すること。</p>
求める成果物	<p>(1) 上記①②の調査研究による結果をまとめ、考察や提言を加えた電子媒体及び紙媒体での報告書。</p> <p>(2) 調査・分析に用いた電子データ一式。</p> <p>※令和4年中に、中間報告を提出していただきたい。また、それ以後についても、調査の進捗に応じて、報告願いたい。</p>
担当課室・担当者	<p>子育て支援課 健全育成推進室 室長補佐（内線4843） 児童健全育成専門官（内線4847）</p>

令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業  
調査研究課題個票（1次公募）

調査研究課題10	放課後児童クラブの医療的ケア児を含む障害児の受け入れ体制及びインクルージョンの推進に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>放課後児童クラブにおいて障害児を受け入れる場合、個々の障害の程度等に応じた適切な対応が必要なことから、専門的な知識等を有する職員を配置するための必要経費を上乗せ補助している。また、医療的ケア児を受け入れるクラブには、看護職員を配置するために必要な経費の補助を行っている。これらの施策により、障害児を受け入れているクラブ数及び利用している障害児数は年々増加している（令和3年5月1日現在、15,564クラブ・50,093人）。</p> <p>また、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年法律第81号）では、「放課後児童健全育成事業を行う者は、基本理念にのっとり、当該放課後児童健全育成事業を利用している医療的ケア児に対し、適切な支援を行う責務を有する」としている。</p> <p>しかし、現状としては、医療的ケア児を受け入れているクラブはごくわずかであることから、医療的ケア児の受入を推進するためにも、医療的ケア児を含む障害児の受け入れ体制や育成支援のあり方については検討する必要がある。</p> <p>一方、障害者の権利に関する条約の精神から「障害児の地域社会への参加・包摂（インクルージョン）の推進」や「合理的配慮」が求められており、障害の有無に関わらず、放課後児童クラブにおいて育成支援が実施できるような取組が必要とされている。</p> <p>このため、今後の施策検討の基礎資料とするため、放課後児童クラブにおける医療的ケア児を含む障害児の受け入れ状況等を把握する調査・分析を実施し、あわせてインクルージョンの推進に向けた検討を行うことを目的とする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>本調査研究課題で想定する調査手法等は、次の通りとする。</p> <p>① 全市町村ならびに抽出した放課後児童クラブに対して調査票を送付し、医療的ケア児を含む障害児の受け入れ状況（実績、受け入れ困難事例等）について情報を収集・集計・分析することにより、障害児の受け入れ体制整備に向けた施策等の検討を行う。</p> <p>② 予備調査及び研究会での協議から抽出した放課後児童クラブ等10か所程度に対してヒアリング調査を実施し、特徴的な実践事例をはじめとした障害児通所支援等の関係機関や学校等との連携のあり方、保護者の意向等に関して情報収集・分析を行う。</p> <p>なお、本調査研究は、有識者や放課後児童健全育成事業者等で構成する研究会を開催することとし、育成支援のあり方やインクルージョンの推進に向けた検討を行うこと。その構成員の人選及び調査の進め方等は、厚生労働省子ども家庭局子育て支援課健全育成推進室と適宜協議すること。</p>
求める成果物	<p>（1）上記①②の調査研究による結果をまとめ、考察や提言を加えた電子媒体及び紙媒体での報告書。</p> <p>（2）調査・分析に用いた電子データ一式。</p>

担当課室・担当者	子育て支援課 健全育成推進室 室長補佐（内線4843） 児童健全育成専門官（内線4847）
----------	--

令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業  
調査研究課題個票（1次公募）

調査研究課題 1 1	児童館における支援を要する学齢期児童の居場所づくり及び支援体制に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>児童館については、その運営や活動が地域の期待に応えるための基本的事項を示し、望ましい方向を目指すために「児童館ガイドライン」（平成30年10月最終改正）を発出している。この中で、機能・役割として「子どもと子育て家庭が抱える可能性のある課題の発生予防・早期発見と対応」を示しており、年齢を問わず利用できる児童館においては、特に学齢期（小学生・中学生・高校生世代）児童とその保護者についても相談支援等の実施が期待されている。</p> <p>また、令和3年12月21日閣議決定の「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針について」において、児童館は子どもの居場所（サードプレイス）として位置づけられ、子どもの可能性を引き出すための取り組みが期待されている。</p> <p>しかし、中学生・高校生世代の利用が少ない児童館も多くあることから、支援を要する子どもの居場所づくりや、学齢児の保護者からの相談対応等の支援のあり方について検討する必要がある。</p> <p>このため、今後の施策検討の基礎資料とするため、児童館における支援を要する学齢期の児童及び子育て家庭に対する対応状況に関する調査・分析を実施することや、横展開できる好事例等の収集・分析をすることを目的とする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>本調査研究課題で想定する調査手法等は、次の通りとする。</p> <p>① 全市町村及び抽出した児童館に対して調査票を送付し、児童館における学齢期児童及びその保護者の課題の把握状況や相談支援体制、また支援を要する学齢期（特に中学生・高校生世代）児童の居場所づくりに関する取組について情報を収集・集計・分析することにより、支援体制整備に向けた施策等の検討を行う。</p> <p>② 予備調査及び研究会での協議から抽出した自治体、児童館合計10か所程度に対してヒアリング調査を実施し、特徴的な実践事例をはじめとした関係機関との連携方策や支援体制構築に関する情報収集・分析を行う。</p> <p>なお、本調査研究は、有識者や自治体・児童館職員等で構成する研究会を開催することとし、その構成員の人選及び調査の進め方等は、厚生労働省子ども家庭局子育て支援課健全育成推進室と適宜協議すること。</p>
求める成果物	<p>(1) 上記①②の調査研究による結果をまとめ、考察や提言を加えた電子媒体及び紙媒体での報告書。</p> <p>(2) 上記②については、分析の結果、横展開が望ましい事例について好事例集として報告書に収録すること。</p> <p>(3) 調査・分析に用いた電子データ一式。</p>
担当課室・担当者	<p>子育て支援課 健全育成推進室 室長補佐（内線4843） 児童健全育成専門官（内線4847）</p>

令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業  
調査研究課題個票（1次公募）

調査研究課題12	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）における提供会員の確保方策等に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）については、少子化社会対策大綱等において地域における育児に係る相互援助活動を推進することとしているほか、令和元年10月から施行された幼児教育・保育の無償化に伴い、質の確保・向上もより重要となっている。</p> <p>一方で、依頼会員数に比べ提供会員数が少ないことや、配慮が必要な子育て家庭等からの依頼が増えている等、ファミリー・サポート・センターとして対応すべき課題も増加している。</p> <p>こうした課題を踏まえ、令和3年度に「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）における提供会員の確保方策等の取組事例に関する調査研究」（以下「令和3年度調査研究」という。）を実施し、ファミリー・サポート・センターの実態把握や課題の整理、提供会員確保等に関する各センターの取組事例の収集を行った。</p> <p>本調査研究では、令和3年度調査研究の結果等も踏まえつつ、提供会員の確保方策や配慮が必要な子育て家庭等への対応方法など、ファミリー・サポート・センターが抱える課題への対応方策について検討する。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>提供会員の確保方策や配慮が必要な子育て家庭等への対応方法などファミリー・サポート・センターが抱える課題について、令和3年度調査研究の結果等を活用するとともに、必要に応じて、追加のアンケート調査やヒアリング調査等を実施し、それらをもとに、対応方策について検討する。</p> <p>なお、対応方策の検討や、追加アンケート調査・ヒアリング調査の設計、情報の整理・分析等に際しては、当該課題に知見のある有識者やファミリー・サポート・センターの職員等によって構成する検討委員会を設けて意見を聞くこととし、構成員の決定等については、厚生労働省子ども家庭局子育て支援課と協議すること。</p> <p>このほか、本調査研究の実施に関して、適宜、厚生労働省子ども家庭局子育て支援課と協議すること。</p>
求める成果物	<p>上記の内容を実施し、報告書を作成し、提出すること。併せて、調査に係る電子データ一式等についても提出すること。報告書については、紙媒体の提出の他、電子媒体（ワードやエクセル等）も併せて提出すること。</p>
担当課室・担当者	子育て支援課子育て援助活動支援係（内線4957、4965）

令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業  
調査研究課題個票（1次公募）

調査研究課題 1 3	里親支援センター（仮称）の設備・運用基準、第三者評価のあり方に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>現在、里親支援については、児童相談所設置自治体において里親支援事業（フォスタリング事業）として取り組まれているところであるが、本国会で提出予定の児童福祉法等の一部を改正する法律案に基づき、里親支援機関が新たに児童福祉施設（里親支援センター（仮称））に位置付けられ、その運営に要する費用について、措置費（義務的経費）で支弁する予定（令和6年4月施行予定）となっている。</p> <p>本調査では、新たに児童福祉施設として位置づけられる里親支援センター（仮称）の設備運営基準・第三者評価基準の策定や児相運営指針・里親委託ガイドライン等関連通知の改正につなげていくための基礎的なデータ収集や基準策定の考え方、留意点等について検討することを目的とする。</p>
想定される事業の手法・内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学識経験者等により構成される検討委員会方式により検討会を開催し、調査の手法や分析等を行う。</li> <li>○フォスタリング事業を包括的に実施している機関へのヒアリングを行い、機関の人員・設備等の実態や、児童相談所・施設・里親会その他関係機関との連携の実態を明らかにする。</li> <li>○諸外国における、里親支援機関に対する第三者評価基準や評価の仕組み等を調査し、それらを参考にするなどし、我が国における里親支援センター（仮称）の第三者評価基準策定の考え方について検討する。</li> <li>○なお、調査研究を進めるにあたっては、適宜、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課と協議すること。</li> </ul>
求める成果物	<p>○上記業務の実施状況をまとめた調査研究事業報告書を作成する。</p> <p>※電子媒体及び紙媒体で提出すること。</p> <p>また、調査・分析に用いた電子データ一式も併せて提出すること。</p>
担当課室・担当者	家庭福祉課 児童福祉専門官（内線4879）

令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業  
調査研究課題個票（1次公募）

調査研究課題 1 4	社会的養育推進計画の適切な指標設定に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>現状の都道府県社会的養育推進計画では、平成28年度の児童福祉法改正により明記された「子どもが権利の主体であること」や子どもができる限り家庭に近い環境で養育を受けられるようにする「家庭養育優先原則」について、各都道府県等において、それらの具体化のための抜本的な改革を行う上での重要な位置づけを有しており、数値目標等とともに「子どもの権利擁護」、「市区町村の子ども家庭支援体制の整備」、「里親等委託の推進」、「特別養子縁組等の推進」、「施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換」、「一時保護改革」、「自立支援の推進」、「児童相談所の強化」など、11項目からなる各般の取組を具体的に盛り込み、令和2年度から取り組みを行っている。</p> <p>しかしながら子育て支援を巡っては、今なお多くの課題があることから、昨年4月以降、社会保障審議会の社会的養育専門委員会において議論が重ねられ、同専門委員会の報告書案（令和3年12月28日公表）において「社会的養育推進計画の内容、効果や課題とその適切な指標の設定について、今後速やかに検討を開始し、可能なものから実現をはかる」旨の提言がなされている。</p> <p>このため、本調査研究では、その検討にあたり必要となる現行の社会的養育推進計画に基づく取組の実態を分析・評価し、新たな社会的養育推進計画の指標策定に繋げていくことを目的とする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p><b>（1）現行の社会的養育推進計画に基づく取組実態の分析・評価</b></p> <p>各都道府県等においては、令和2年度から都道府県社会的養育推進計画に基づく各種施策に取り組んでいる。そこで、実質2年目となる令和3年度の各都道府県等の都道府県社会的養育推進計画に基づく取組について実態把握・評価を行うとともに、先行事例について取りまとめを行う。</p> <p><b>（2）新たに社会的養育推進計画に盛り込むべき内容及び必要な視点の整理</b></p> <p>（1）で把握した各都道府県等の取組実態・評価をもとに、都道府県社会的養育推進計画の各記載項目と関連のある有識者へのインタビュー調査を行い、それぞれの記載項目の現状・課題の認識、新たに推進計画に盛り込むべき内容や必要な視点等について具体的に聴取・取りまとめを行う。</p> <p><b>（3）各項目における取組の成果を評価するための指標の整理</b></p> <p>（1）、（2）での取りまとめ結果をもとに、新たな社会的養育推進計画の記載項目について、項目毎に取組の評価に必要な指標の取りまとめを行う。</p> <p>○なお、調査研究等を進めるに当たっては、適宜、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課と協議すること。</p>
求める成果物	<p>上記の内容を実施し、報告書を作成し、提出すること。併せて調査に係る電子データ一式等についても提出すること。報告書については、紙媒体の提出の他、電子媒体（ワードやエクセル等）も併せて提出すること。</p>
担当課室・担当者	家庭福祉課 児童福祉専門官（内線4879）



	社会的養護専門官（内線4869）、指導係（内線4860）
--	------------------------------

令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業  
調査研究課題個票（1次公募）

調査研究課題 15	新たな在宅支援体制の構築に向けた各種事業の運営基準の策定に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>本国会で提出予定の児童福祉法等の一部を改正する法律案に基づき、新たに妊産婦等生活支援事業や訪問家事支援等の新たな家庭・養育環境支援の事業、社会的養護自立支援拠点が創設される予定（令和6年4月施行予定）である。これらの児童福祉法の改正や社会的養育専門委員会の報告書案（令和3年12月28日公表）の提言等に基づき、新たな在宅支援体制を構築するに当たっては、1）妊産婦に向けた生活支援、2）家庭における養育に向けた支援、3）社会的養護関係施設退所後の自立に向けた支援など、それぞれのステージで行われている施策の実態や現状の実態など、精緻に把握したうえで検討を進めて行く必要がある。</p> <p>そのため本調査研究においては、以下の事項に関し、必要な調査等を実施し、今後の施策の策定に必要なデータを取りまとめ、報告することを目的とする</p>
想定される事業の手法・内容	<p>具体的な調査内容としては以下①から③について、都道府県及び市町村に対してアンケート調査及びインタビューを実施し、各支援の実施状況やニーズ等、必要なデータを収集する。</p> <p>①妊産婦等生活支援事業の運営基準の策定 先駆的に行われている支援内容の実態や児童相談所・医療機関・市町村その他関係機関との連携の実態を明らかにすることにより、運営基準や事業の実施要綱の策定につなげていくことを目的とする。</p> <p>②家庭・養育環境支援事業の運営基準等の策定 先駆的に行われている支援内容の実態や市町村・要対協その他関係機関との連携の実態を明らかにすることにより、運営基準や事業の実施要綱の策定につなげていくことを目的とする。</p> <p>③社会的養護自立支援拠点の運営基準の策定 先駆的に行われている退所者への自立支援事業者に関して、支援対象者や支援内容の実態、児童相談所・医療機関・就労支援機関その他関係機関との連携の実態等を明らかにし、児相運営指針や事業の実施要綱の策定に向けた検討を行う。</p> <p>※上記の①から③の調査及び分析を行うに当たり、必要に応じて有識者等の専門的な知見を有する者からの助言等を受ける機会を設けることとする。その際には、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課と協議すること。</p> <p>※本調査研究を進めるにあたっては、適宜、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課と協議すること。</p>
求める成果物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記①から③についてとりまとめた報告書（紙媒体と電子媒体）</li> <li>・調査分析データの一部又は全部（提出する調査分析データの範囲については、適宜、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課と協議すること。）</li> </ul>
担当課室・担当者	家庭福祉課 社会的養護専門官（内線4869）

令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業  
調査研究課題個票（1次公募）

調査研究課題 1 6	人口減少地域等における児童家庭支援センターを活用した地域家庭支援のあり方に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>子どもが家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、支援の必要性が高い子どもやその保護者、家庭に対して在宅支援が行き届くようにする体制の構築が不可欠である。「新しい社会的養育ビジョン」においても、児童家庭支援センターは市区町村子ども家庭総合支援拠点との連携や、その補完的役割が求められており、また、社会的養育専門委員会の報告書案（令和3年12月28日公表）においても、在宅指導措置に関して、「児童家庭支援センター等の民間機関との協働」を進められるよう、法律改正の提言がなされている。</p> <p>今後、児童家庭支援センターを活用した在宅支援を推進していくにあたっては、これまで都道府県や市町村との協働・連携の取り組みが進んでいない地域における児童家庭支援センターがより一層活用されることが重要である。</p> <p>このため本調査研究においては、児童相談所の専門的支援や市町村による手厚い支援が受けられない地域、とくに人口減少地域において、在宅支援を提供するにあたって児童家庭支援センターとどう連携し、その資源を活用していくかについて調査し、今後の施策についての提言をまとめることを目的として実施する。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>次に掲げる1から3までの業務を行う。なお、これらの業務の実施に当たっては、企画・立案の段階から厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課と協議を行うものとする。</p> <p>1 児童家庭支援センターと自治体との連携に関する調査</p> <p>(1) アンケート調査</p> <p>地域における在宅支援に関するニーズ調査を実施し、人口規模ごとに分類を行い、地域特性・傾向等を把握する。</p> <p>(2) ヒアリング調査</p> <p>全国の児童家庭支援センターについて、その所在する市町村等の人口規模ごとに分類し、(1)の結果及び有識者の検討をもとに在宅支援に関する活動が顕著な施設を抽出し、ヒアリングを行う。また、あわせて市町村等の関連機関についても、地域の在宅支援ニーズや連携先として児童家庭支援センターに求められる役割等についてヒアリングを実施。なお、ヒアリングは、オンラインで実施することも可能とする。</p> <p>2 調査結果の分析及び事例集の作成</p> <p>次に掲げる(1)の調査報告書及び(2)の事例集を作成する。</p> <p>(1) 調査報告書</p> <p>1により実施したアンケート調査及びヒアリング調査の結果をまとめ、分析を行うとともに、人口規模等の変数に応じた在宅支援のニーズやその対応、また児童家庭支援センターに求められることやその活用の促進に関する考察を加えた上で、報告書を作成すること。その際、調査結果の概要をまとめた資料（パワーポイント2～3枚程度）を添付するものとする。</p>

	<p>(2) 事例集の作成</p> <p>1 による調査結果を踏まえ、人口減少地域等の人口規模に応じた在宅支援を展開する児童家庭支援センターについて、その連携の仕方や特色のある在宅支援が実施されている事例を選定し、事例集を作成すること。</p> <p>3 有識者等から助言等を受ける機会の確保</p> <p>1 及び2に掲げる業務の実施に当たり、有識者、自治体関係者、児童家庭支援センター関係者等の専門的な知見を有する者からの助言等を受ける機会を確保すること。有識者の数は6名程度とし、その選定及び助言等を受ける機会（委員会方式等）については、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課と協議の上、決定すること。</p>
求める成果物	上記の業務の実施状況をまとめた調査研究事業報告書（1の調査票や3に掲げる委員会等の実施状況等を含む。）を作成し、中間作成データを含め、納品する。
担当課室・担当者	家庭福祉課 社会的養護専門官（内線4869）

令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業  
調査研究課題個票（1次公募）

調査研究課題 17	被措置児童等虐待における第三者による検証・改善委員会の運営マニュアル策定に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>被措置児童等虐待が発生した場合、都道府県等は児童相談所等と協力し、都道府県児童福祉審議会委員や有識者等の第三者を加えた検証・改善委員会において検証を行うことで、今後の当該施設等での被措置児童等虐待の再発防止を図るといったねらいがある。また、社会的養育専門委員会の報告書案（令和3年12月28日公表）では、被措置児童等虐待への対応として、「第三者外部委員などの様々な取り組みや工夫を好事例として展開する」ことが求められている。</p> <p>そのため、本調査研究では、被措置児童等虐待に関する検証を進めるにあたり、客観的・専門的視点を担保するための取り組みや、検証するにあたっての着眼点、検証結果を踏まえた効果的な勧告や助言、改善提案等の具体的な内容についての事例を収集することとし、今後、施設等が検証・改善委員会を運営するにあたっての参考となる資料を提供することを目的とする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>次に掲げる1から3までの業務を行う。なお、これらの業務の実施に当たっては、企画・立案の段階から厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課と協議を行うものとする。</p> <p>1 検証・改善委員会に関する調査</p> <p>（1）アンケート調査</p> <p>都道府県における被措置児童等虐待対応に関する体制整備状況等に関するアンケート調査を実施。（検証・改善委員会の運営マニュアルや独自の被措置児童等虐待対応ガイドラインの作成の有無、子どもの権利ノート等の配布や児童福祉審議会の活用、研修の実施状況等について調査。）</p> <p>（2）ヒアリング調査</p> <p>（1）の結果及び有識者の検討をもとに被措置児童等虐待対応について参考となる取り組みを行っている都道府県について、担当者等へのヒアリングを行う。また、都道府県で作成された検証・改善委員会の運営マニュアルや独自の被措置児童等虐待対応ガイドライン等を収集する。なお、ヒアリングは、オンラインで実施することも可能とする。</p> <p>2 調査結果の分析及び検証・改善委員会運営マニュアルの作成</p> <p>次に掲げる（1）の調査報告書及び（2）の事例集を作成する。</p> <p>（1）調査報告書</p> <p>1により実施したアンケート調査及びヒアリング調査の結果をまとめ、都道府県の被措置児童等虐待対応に関する体制整備状況について調査結果をとりまとめ、分析するとともに、有識者等の意見を参考にし、今後求められる子どもの権利に着目した被措置児童等虐待対応について取りまとめた上で、報告書を作成すること。その際、調査結果の概要等をまとめた資料（パワーポイント2～3枚程度）を添付するものとする。</p> <p>（2）検証・改善委員会運営マニュアルの作成</p>

	<p>1 による調査結果や都道府県から提供していただいた資料等をもとに、被措置児童等虐待についての検証・改善委員会運営マニュアルを作成すること。</p> <p>3 有識者等から助言等を受ける機会の確保</p> <p>1 及び2に掲げる業務の実施に当たり、有識者、施設関係者、社会的養護経験者、自治体関係者、被措置児童等虐待の専門的な知見を有する者からの助言等を受ける機会を確保すること。有識者の数は7名程度とし、その選定及び助言等を受ける機会（委員会方式等）については、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課と協議の上、決定すること。</p>
求める成果物	上記の業務の実施状況をまとめた調査研究事業報告書（1の調査票や3に掲げる委員会等の実施状況等を含む。）を作成し、中間作成データを含め、納品する。
担当課室・担当者	家庭福祉課 社会的養護専門官（内線4869）

令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業  
調査研究課題個票（1次公募）

調査研究課題18	里親・ファミリーホーム・施設のあり方の検討に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>平成28年の児童福祉法改正により、家庭養育優先の原則が明示され、現在、里親支援体制の充実や、施設における小規模化・地域分散化、高機能・多機能化が進められているところである。</p> <p>そのような中、新たな法改正に向けて議論がなされた社会的養育専門委員会の報告書案（令和3年12月28日公表）においては、里親・ファミリーホームに関して、「里親の種別、里親要件、柔軟な里親制度の運用やファミリーホームと里親の定員など里親、ファミリーホームのあり方について、施設の小規模化の今後も含めて、速やかに検討を開始」との提言がなされている。</p> <p>また、施設に関しては、「児童福祉施設と自立援助ホームについて、それぞれの機能と果たす役割、これに伴う人員配置基準等の在り方、そしてそれらを支える措置費の在り方について、ケアニーズに応じた支援が適切に成されるよう、調査研究を行うなど速やかに検討を開始」との提言がなされている。</p> <p>本調査研究では、報告書案において提言のあった検討を進めるために、里親・ファミリーホーム・施設における養育の実態を明らかにし、課題を整理、分析することを目的とする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>○検討にあたっては、里親・ファミリーホーム、各施設協議会、自治体、学識経験者等からなる検討委員会を設置するなどし、それぞれの現場の実態に即した検討がなされる必要がある。</p> <p>○里親会、ファミリーホーム協議会、各施設協議会、自治体など関係者の協力を得て、現状を把握するためのアンケート調査・ヒアリング調査等を実施し、実態や課題等を把握する。</p> <p>○上記調査結果に基づき、現状の課題を整理した上で、今後、里親・ファミリーホーム、施設それぞれのあり方について検討すべき点を明らかにする。</p> <p>○なお、調査研究を進めるにあたっては、適宜、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課と協議すること。</p>
求める成果物	<p>上記調査の結果、検討内容をまとめた報告書</p> <p>※電子媒体及び紙媒体で提出すること。</p> <p>また、調査・分析に用いた電子データ一式も併せて提出すること。</p>
担当課室・担当者	<p>家庭福祉課 社会的養護専門官（内線4869）</p> <p>児童福祉専門官（内線4879）</p> <p>指導係（内線4860）</p>

令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業  
調査研究課題個票（1次公募）

調査研究課題 19	社会的養育推進における在宅指導措置のあり方に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>児童福祉法改正に向けて取りまとめられた、社会的養育専門委員会の報告書案（令和3年12月28日公表）において、在宅指導措置については、次のように指摘されている。「一時保護した後に在宅での対応となった場合、一時保護に至らなかった場合、入所等措置を行った際の家庭への対応が必要な場合、入所等措置を解除した場合などをはじめとして、ケースに応じて、児童相談所は在宅指導措置を積極的に行う必要がある。」</p> <p>加えて、「その支援内容は多様な対応が必要となっていることから、児童家庭支援センター等の民間機関と協働し、より多くの必要とされるケースに適切に在宅指導措置が提供されるようにする必要がある。このため、委託を受けて在宅指導措置を行う民間機関を増やしていくとともに、民間機関に委託した場合の在宅指導措置の費用について、措置に必要な手当が確実に成されるよう、都道府県等の支弁とそれに対する国による負担について、法律上に位置付ける。」とされている。</p> <p>本調査研究においては、社会的養育の推進において重要な位置づけである在宅指導措置についての現状のデータや民間と協働した先駆的な取組等を把握し、適切な在宅指導措置のあり方について分析・検討を行う。</p>
想定される事業の手法・内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○全国における取組の現状について、自治体や在宅指導措置を受託している民間機関等へのアンケート調査、ヒアリング調査を実施し、実態や先行事例を把握する。</li> <li>○調査結果に基づき、現状の課題を整理した上で、今後、検討すべき点を明らかにする。</li> <li>○検討にあたっては、自治体職員、児童家庭支援センター等の民間機関職員、学識経験者等からなる検討委員会を設置するなどし、それぞれの現場の実態に即した検討がなされる必要がある。</li> <li>○なお、調査研究を進めるにあたっては、適宜、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課と協議すること。</li> </ul>
求める成果物	<p>上記調査結果や検討内容をまとめた報告書</p> <p>※電子媒体及び紙媒体で提出すること。</p> <p>また、調査・分析に用いた電子データ一式も併せて提出すること。</p>
担当課室・担当者	<p>家庭福祉課 児童福祉専門官（内線4879）</p> <p>指導係（内線4860）</p>



令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業  
調査研究課題個票（1次公募）

調査研究課題20	児童養護施設や乳児院の小規模化・地域分散化における本体施設のバックアップ体制に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>平成28年の改正児童福祉法により、児童養護施設等においては、高機能・多機能化の推進が求められている。そうした機能を効果的に高めていくためには、設備や人員等の配置の充実を図ることはもとより、本体施設の支援体制を強化し、運営の施設を確保することも重要である。</p> <p>本調査研究においては、今後、施設が小規模ユニットを地域展開していく上での管理体制やSV、また、心理職といった専門職の支援等の実状について調査し、併せて、職員の負担軽減、情報共有や管理・バックアップ体制の充実を図る目的でICTを積極的に導入する施設などに対し、導入効果等をヒアリングし、そのノウハウや事例について紹介し、今後体制の拡充を検討する施設、自治体等の参考となる資料を提供する。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>具体的な調査内容としては、小規模化・地域分散化を進めている児童養護施設等の管理体制や、専門職によるバックアップ体制についての支援の状況をアンケートやヒアリング等によって調査する。また、先進的にICTを導入し、効果をあげている施設や法人、自治体についても同様に調査する。</p> <p>① 施設運営において、小規模化・地域分散化を推進し、かつ本体施設においても機能の充実化を図っている施設、ICT化を推進している施設をアンケート調査にて抽出。</p> <p>② その活用方法や効果についてインタビュー調査（訪問によるヒアリングを想定）を実施し、その結果を評価・分析する。</p> <p>※上記の①及び②は、有識者等で構成される「検討委員会」を設置して実施する。（「検討委員会」の構成員は、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課と協議の上、決定する。）</p> <p>※本調査研究を進めるにあたっては、適宜、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課と協議すること。</p>
求める成果物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記①及び②についてとりまとめた報告書（紙媒体と電子媒体）</li> <li>・調査分析データの一部又は全部（提出する調査分析データの範囲については、適宜、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課と協議すること。）</li> </ul>
担当課室・担当者	家庭福祉課 社会的養護専門官（内線4869）

令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業  
調査研究課題個票（1次公募）

調査研究課題 2 1	特別養子縁組推進のための環境整備に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>平成28年児童福祉法改正により家庭養育優先の原則が明示され、現在、各自治体において取組がすすめられているところだが、子どもにとっては、長期の代替養育ではなく、事案の「永続的な解決」（パーマネンシー保障）が求められるものであり、児童相談所においては、丁寧な支援を行い、その後の変化について適切な評価を行った上で、再統合が困難と考えられる場合においては、特別養子縁組による永続的な解決へと移行していくことを対応の選択肢として含めて考える運用が必要である。</p> <p>また、児童相談所、民間あっせん機関とともに、特別養子縁組・養子縁組がより一層推進されるよう、縁組成立前の十分な養育に関するアセスメント及びマッチングに加え、親子の関係性構築を支援し、縁組成立後の特別養子縁組・養子縁組家庭の支援を強化していく必要がある。</p> <p>これまで直近では、令和2年度において、年齢制限の緩和や申立手続きの改正等の法改正を踏まえた支援のあり方、令和3年度において、縁組成立後の支援のあり方について調査研究を実施してきたところであるが、本調査研究では、それら過去に実施された調査研究をふまえつつ、特別養子縁組成立までの相談対応から縁組成立後の相談支援まで長期的な一連の支援に関する現状と課題を俯瞰的、全体的に調査し、体系的に整理・分析することで、特別養子縁組推進のための更なる環境整備に必要な取組の検討につなげていく。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>有識者の知見や過去の研究の内容等を踏まえ、現在、児童相談所と民間あっせん機関において行われている支援・取組の体系的整理のために、必要に応じて、児童相談所や民間あっせん機関へのアンケート調査やヒアリング調査等を実施するなどした上で、それらをもとに体系的整理、分析を行う。</p> <p>なお、調査の設計、情報の整理、分析・検討に際しては、当該課題に知見のある有識者等によって構成する検討委員会を設けて助言を求めることとし、構成員の決定等について、適宜、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課と協議すること。</p> <p>その他、調査を進めるにあたっては、適宜、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課と協議すること。</p>
求める成果物	<p>調査研究結果を取りまとめ、有効と考えられる取組や課題点・問題点を整理し、支援のあり方を示した報告書。</p> <p>※電子媒体及び紙媒体で提出すること。</p> <p>また、調査・分析に用いた電子データ一式も併せて提出すること。</p>
担当課室・担当者	家庭福祉課 児童福祉専門官（内線4879）

令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業  
調査研究課題個票（1次公募）

調査研究課題 2 2	一時保護所職員に対して効果的な研修を行うための調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>令和元年6月に成立した「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和元年法律第46号）において、一時保護その他の措置に係る手続きの在り方について、施行後一年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとするという検討規定が設けられ、児童相談所における一時保護の手続き等の在り方に関する検討会において検討が加えられたところである。</p> <p>一時保護所では、子どもの視点に立って権利が保障され、一時保護を必要とする子どもを適切な環境において保護できるように、職員の資質向上が求められており、令和3年度に実施された調査研究（一時保護所職員に対して効果的な研修を行うための基礎的な調査研究）での検討結果を踏まえ、一時保護所職員に対して行う研修教材の開発を行う。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>令和3年度に実施された調査研究（一時保護所職員に対して効果的な研修を行うための基礎的な調査研究）の調査結果を踏まえ、学識経験者等において、研修のカリキュラム構成と研修を実施する際の研修教材の作成を行う。</p> <p>なお、調査等の進め方、検討委員会を設置する場合の人選等については、適宜厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課担当者と協議すること。</p>
求める成果物	<p>上記の内容を実施し、報告書及びその概要を作成し、提出すること。</p> <p>併せて、調査に係る電子データ一式等についても提出すること。報告書及びその概要、研修テキストについては、紙媒体の提出の他、編集可能な電子媒体（ワードやエクセル等）も併せて提出すること。</p>
担当課室・担当者	<p>家庭福祉課 課長補佐（内線4874） 児童福祉専門官（内線4863）</p>

令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業  
調査研究課題個票（1次公募）

調査研究課題 23	一時保護所の設備・運営基準策定のための調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>現在、一時保護所には独自の設備・運営基準が存在せず、児童養護施設の基準を準用することとされている。令和4年2月にとりまとめられた社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会報告書では、「一時保護は子どもにとって不安の強い状況であり、より手厚い対応が必要となることから、一時保護所について、一時保護ガイドラインを踏まえつつ、新たに独自の設備・運営基準を策定する。当該基準には、開放的な子どもの処遇や個別的なケアを推進することを含め、人員配置基準や、必要な設備など、一時保護の質を担保するために必要な事項を定めること」とされている。</p> <p>一時保護所に関する独自の設備・運営基準の策定に向けた検討に資するよう、令和4年度に、全国の一時保護所及び一時保護専用施設の運営等の実態調査を行うとともに、海外における一時保護所の運営に関する文献調査等を行い、各種データの整理・基準案に関する議論のたたき台となる資料を作成する。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>学識経験者、一時保護所関係者等からなる検討委員会を設け、自治体への調査またはヒアリング調査、文献調査等により資料作成を行う。</p> <p>なお、調査等の進め方、検討委員会を設置する場合の人选等については、適宜厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課と協議すること。</p>
求める成果物	<p>上記の内容を実施し、報告書及びその概要を作成し、提出すること。</p> <p>併せて、調査に係る電子データ一式等についても提出すること。報告書及び報告書の概要については、紙媒体の提出の他、編集可能な電子媒体（ワードやエクセル等）も併せて提出すること。</p>
担当課室・担当者	<p>家庭福祉課 課長補佐（内線4874） 児童福祉専門官（内線4863）</p>

令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業  
調査研究課題個票（1次公募）

調査研究課題 2 4	児童相談所等の記録に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>児童相談所における児童記録票の保存期間は、児童相談所運営指針（児発133号平成2年厚生省児童家庭局長通知）等に基づき、各自治体の文書管理規則等により具体的な保存期間が設定されている。</p> <p>令和4年2月にとりまとめられた社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会報告書では、「子どもの出自を知る権利に配慮する観点も踏まえ、児童相談所や施設、里親等で自らが受けた対応等について知りたいと思った時に確認することができるよう、児童相談所運営指針における「長期保存とする文書」の範囲を見直すことが必要であり、このため、自治体の状況等について丁寧に把握・議論する必要があるため、調査研究などできるものから着手する必要がある」とされている。</p> <p>児童相談所を設置している自治体における児童記録票の保存期間の設定状況を調査し、上記報告書において留意すべきとされている点を踏まえた児童相談所運営指針の改正案に関する議論のたたき台となる資料を作成する。</p> <p>また、児童相談所における担当者間の情報共有のあり方は様々であり、近年発生した重大事案においても情報共有について課題があるとの指摘がされている。</p> <p>児童福祉司は、社会福祉士や保育士等の専門職など多様な背景を有する職員で構成されており、記録等に関する統一した教育等を受けて業務に従事していないことから、担当者の経験や能力にかかわらず、ケースワークにおける情報の確実な共有及び引継が行えるよう、児童記録票における経過記録の記載方法の標準化が必要である。</p> <p>ケースワークの経過記録の記載方法の標準化に向けて、児童相談所への実態調査等を実施し、効果的な記録のあり方等を検討するためのデータ収集を行う。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>学識経験者、児童相談所関係者、社会的養護経験者等からなる検討委員会を設け、自治体への調査またはヒアリング調査等によるデータの収集、検討及び基礎資料の作成を行う。</p> <p>なお、調査等の進め方、検討委員会を設置する場合の人選等については、適宜厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課と協議すること。</p>
求める成果物	<p>上記の内容を実施し、報告書及びその概要を作成し、提出すること。</p> <p>併せて、調査に係る電子データ一式等についても提出すること。報告書及びその概要については、紙媒体の提出の他、編集可能な電子媒体（ワードやエクセル等）も併せて提出すること。</p>
担当課室・担当者	<p>家庭福祉課 課長補佐（内線4874） 児童福祉専門官（内線4863） 保健指導専門官（内線4894）</p>

令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業  
調査研究課題個票（1次公募）

調査研究課題 25	アドボケイト（意見・意向表明支援）における研修プログラム策定及び好事例収集のための調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>子どもの権利擁護については、一部の先進自治体において、第三者による児童の意見・意向表明支援や、児童福祉審議会等を活用した権利擁護の仕組みが整備されている。令和4年2月にとりまとめられた社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会報告書では、「都道府県の業務として、子どもの権利擁護の環境整備を行うことを規定した上で、措置等の決定時に子どもの意見・意向聴取等を行うことを法律上義務化し、子どもの意見・意向表明を支援するための事業を制度に位置づける」ことが提言されている。併せて、「都道府県等において一定の水準が確保されるよう、国において研修プログラムの例を作成して提供するなど必要な支援を講じる必要がある」とされている。</p> <p>意見・意向表明支援の役割を担う者の研修プログラム（例）を作成し、研修等の具体的な実施方法等について研究することを目的とする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>学識経験者等において、研修のカリキュラム構成と研修を実施する際の研修教材の作成を行う（地方自治体などが実施しやすいようオンラインによる研修教材が望ましい）。また、支援員の育成に取り組む自治体や民間団体の好事例を収集するなどして、研修等の具体的な実施方法等について検討する。</p> <p>なお、調査等の進め方、検討委員会を設置する場合の人選等については、適宜厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課と協議すること。</p>
求める成果物	<p>上記の内容を実施し、報告書及びその概要を作成し、提出すること。併せて、調査に係る電子データ一式等についても提出すること。報告書及びその概要については、紙媒体の提出の他、編集可能な電子媒体も併せて提出すること。</p>
担当課室・担当者	<p>家庭福祉課 児童福祉専門官（内線4863） 主査（内線4899）</p>

令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業  
調査研究課題個票（1次公募）

調査研究課題 26	保護者支援プログラムのガイドライン策定及び好事例収集のための調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>児童相談所の児童虐待相談対応件数が20万件を超え、児童相談所の業務負担が増大する中、保護者支援においては、それぞれの家庭に応じた多様な対応を行いつつ、適切な指導や支援提供等を行うことが必要である。特に、一時保護や施設入所後の親子の生活再開に必要となる親子関係の再構築が適切に成されることは重要であり、民間と協働し、より一層支援の強化を図ることも必要である。令和4年2月にとりまとめられた社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会報告書では、「親子関係の支援の必要性が高い場合、都道府県等が実施する親子再統合支援事業（保護者支援プログラムなど）を適切に活用することができるよう体制整備を図り、親子再統合支援事業に関するガイドラインを作成する。」とされている。</p> <p>親子再統合支援事業のガイドラインを作成し、都道府県等における親子再統合支援事業が適切に実施できるようにすることを研究の目的とする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>これまでに実施された保護者支援プログラム調査研究を踏まえた上で、学識経験者等において、ガイドライン作成を行う。</p> <p>なお、調査等の進め方、検討委員会を設置する場合の人選等については、適宜厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課と協議すること。</p>
求める成果物	<p>上記の内容を実施し、報告書及びその概要を作成し、提出すること。併せて、調査に係る電子データ一式等についても提出すること。報告書、研修テキストについては、紙媒体の提出の他、編集可能な電子媒体（ワードやエクセル等）も併せて提出すること。</p>
担当課室・担当者	<p>家庭福祉課 児童福祉専門官（内線4863） 主査（内線4899）</p>

令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業  
調査研究課題個票（1次公募）

調査研究課題 27	要保護児童等に関する情報共有システムの効果的な活用方法及びその他のシステムとの効果的な連携のための調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>要保護児童等に関する情報共有システム(以下「国システム」という。)は、令和3年9月から全国の児童相談所における児童の行方不明情報及び転居情報の共有をこれまでの紙ベース(FAX)による共有からシステムによる共有により行うこととしたものである。元々、自治体は独自に既存のシステム(以下「既存システム」という。)を運用しており、国システムの運用においては、既存システムから国システムへのデータ移行や既存システムと国システムの効果的な活用について、各自治体から課題が上がってきているところである。さらに、今後、国において、SNS相談システムの運用やAIによる緊急一時保護等を判断するためのシステム(以下「AIシステム」という。)の開発・運用など、児童相談所におけるデータ化、システム化を進めることとしているが、一方でシステムの乱立による、自治体への管理上の負担なども大きな課題とされているところである。</p> <p>本研究においては、国システムの効果的な活用と国で運用を開始する各システムと既存システムの連携の可能性などについて研究することを目的とする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>自治体へのヒアリングや実地調査により、国システム及び既存システムの効果的な活用や入力上の課題や問題点など(データのアップロード時のエラーやケース記録登録上の統一が必要と思われる入力ルールなど)を把握、検証し、課題や問題点解決のための提言や今後の改修の要否の参考となる改修計画の策定及び国システム、SNS相談システム及びAIシステムと既存システムとの連携手法等の検討を行う。</p> <p>なお、調査等の進め方、検討委員会を設置する場合の人選等については、適宜厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課と協議すること。</p>
求める成果物	<p>上記の内容を実施し、報告書及びその概要を作成し、提出すること。併せて、調査に係る電子データ一式等についても提出すること。報告書、研修テキストについては、紙媒体の提出の他、編集可能な電子媒体(ワードやエクセル等)も併せて提出すること。</p>
担当課室・担当者	家庭福祉課 分析評価指導専門官(内線4864)



令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業  
調査研究課題個票（1次公募）

調査研究課題 28	児童相談所における ICT や AI を活用した業務の効率化に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>令和2年度の児童相談所の児童虐待相談対応件数は20万件を超え、児童相談所の業務が年々増加している中、児童相談所の職員の負担軽減は喫緊の課題となっている。児童相談所においては、毎日、児童虐待に関する相談だけでなく、その他養育に関する相談や障害に関する相談など幅広く寄せられ、その都度、聞き取りを行い、記録し、必要に応じ緊急会議を行うなど、1件1件の案件に十分な時間を費やすことが困難な環境にある。したがって、児童相談所において、支援に係る業務に多くの時間を割くために、業務の整理を行い、事務的な業務等の ICT など効率化できる業務については ICT などを駆使し、必要となる業務に重点的に資源を配分するという考え方及び取組が重要となる。自治体によっては、児童相談所職員の負担軽減に資するために、児童相談所業務の ICT 化や AI の導入なども検討されているが、全国的に業務の ICT 化や AI の導入はまだ進んでいないとは言えない。</p> <p>本研究においては、児童相談所業務について、検証を行い、どのような業務に ICT や AI の活用が可能なのかなど、児童相談所の業務負担の軽減及び効率化の観点から ICT 等の活用について研究することを目的とする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>自治体へのヒアリングや実地調査により、児童相談所業務を把握し、ICT 等の活用により業務負担の軽減及び効率化が可能な業務を洗い出す。さらに、どのような仕組みを構築することにより、どの程度の負担軽減が見込まれるのか検証を行う。</p> <p>なお、調査等の進め方、検討委員会を設置する場合の人選等については、適宜厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課と協議すること。</p>
求める成果物	<p>上記の内容を実施し、報告書及びその概要を作成し、提出すること。併せて、調査に係る電子データ一式等についても提出すること。報告書、研修テキストについては、紙媒体の提出の他、編集可能な電子媒体（ワードやエクセル等）も併せて提出すること。</p>
担当課室・担当者	家庭福祉課 分析評価指導専門官（内線4864）

令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業  
調査研究課題個票（1次公募）

調査研究課題29	SNSを活用した児童虐待等に関する相談の効果的な運用に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>令和2年度の児童相談所の児童虐待相談対応件数は20万件を超えた。一方で、日々、児童虐待による子どもの重大な事案が伝えられているが、中には児童相談所及び市町村の要対協の関与が確認できない事案もあるなど、そもそも通告や相談まで行き着いていない事案も多いものと想定される。国においては、令和元年度より児童相談所相談専用ダイヤル「0120-189-783」を開設し、運用しているところであるが、昨今のSNSの普及を踏まえ、令和4年11月を目途に虐待防止のためのSNSを活用した全国一元的な相談の受付体制の構築(以下「SNSシステム」という。)に向けた開発を進めているところである。令和4年初めから、開発したSNSシステムをモデル的に実施することを検討しており、同年11月から全国展開を目指している。</p> <p>本研究においては、SNSシステムのモデル実施の効果を測定・検証し、課題や問題点を洗い出し、これらを踏まえ、児童相談所における効果的な活用等についての提案及びSNSシステム操作マニュアルの作成を研究の目的とする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>モデル自治体からのヒアリング及び実地調査などを踏まえ、利便性の高いかつ効果的な活用手法を提案し、あわせて、簡便かつ効果的な活用に資するためのSNSシステム操作マニュアルを作成する。</p> <p>なお、調査等の進め方、検討委員会を設置する場合の人選等については、適宜厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課と協議すること。</p>
求める成果物	<p>上記の内容を実施し、報告書及びその概要を作成し、提出すること。併せて、調査に係る電子データ一式等についても提出すること。報告書、研修テキストについては、紙媒体の提出の他、編集可能な電子媒体（ワードやエクセル等）も併せて提出すること。</p>
担当課室・担当者	家庭福祉課 分析評価指導専門官（内線4864）

令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業  
調査研究課題個票（1次公募）

調査研究課題30	ヤングケアラーの支援に係るアセスメントシートの在り方に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>ヤングケアラーについては、令和3年5月に取りまとめられた「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム報告」において、早期に発見し適切な支援につなげることが明記された。</p> <p>ヤングケアラー発見等のためのアセスメントツールとしては、令和元年度調査研究「ヤングケアラーへの早期対応に関する研究」において、要保護児童対策地域協議会へのアンケートや地方自治体へのヒアリング調査を通じてヤングケアラーの早期発見のためのアセスメントシート等を作成し、地方自治体等への周知を図ったところ、このたび、ケアの状況やケアの影響等についても盛り込んだ、よりきめ細やかなアセスメントシートを作成し、活用方法の検討を行う。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>令和元年度に実施した「ヤングケアラーへの早期対応に関する研究」の結果を活用し、以下の事項について調査研究を行う。</p> <p>① アセスメントシートの項目、様式等について、ケアの状況や影響等を盛り込んだものに見直しを行う。</p> <p>② 関係機関、団体等において活用する場面を想定し、活用促進の方策について検討を行う。</p> <p>なお、調査研究を進めるにあたっては、適宜、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課虐待防止対策推進室と協議すること。</p>
求める成果物	<p>上記調査研究の結果をまとめた報告書について、電子媒体及び紙媒体で提出すること。</p> <p>また、調査・分析に用いた電子データ一式も併せて提出すること。</p>
担当課室・担当者	家庭福祉課虐待防止対策推進室 自治体支援係（内線4849）

令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業  
調査研究課題個票（1次公募）

調査研究課題 3 1	児童相談所における虐待による乳幼児頭部外傷事案における安全確保策に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>虐待による頭部外傷については、「児童相談所における虐待による乳幼児頭部外傷事案への対応に関する調査研究」において、令和2年度は全国の児童相談所における対応の実態を調査し、令和3年度は困難場面への対応の事例集を作成した。</p> <p>虐待による乳幼児頭部外傷事案では、児童相談所は受傷機転の確認や虐待か否かの判断が困難な状況においてケースワークを行い、子どもの安全を確保しなければならない。そのため、児童相談所が虐待による乳幼児頭部外傷事案発生後に行う具体的な安全確保策やケースワークの詳細について調査し、児童相談所の職員が虐待による乳幼児頭部外傷事案について有効な安全確保策を講ずるために必須となる事項やケースワークにおける工夫点等についての検討を行う。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>令和3年度に実施した「児童相談所における虐待による乳幼児頭部外傷事案への対応に関する調査研究」の結果を活用し、虐待による乳幼児頭部外傷事案発生後に児童相談所が行う具体的な安全確保について有効な事項やケースワークの工夫点について調査研究を行う。</p> <p>①事案発生後に行う安全確保策に焦点を当てたアンケート調査またはヒアリング調査、或いはその両方を実施する。</p> <p>②児童相談所の職員で構成した事業検討委員会を立ち上げ、調査内容の検討および、調査結果の分析を行い、児童相談所の職員が、虐待か否かの判断が困難な状況下において、子どもの安全を確保するための有効な方策やケースワークの工夫点を検討する。</p> <p>※なお、調査研究を進めるにあたっては、適宜、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課虐待防止対策推進室と協議すること。</p>
求める成果物	上記調査研究の結果をまとめた報告書について、電子媒体及び紙媒体で提出すること。また、調査・分析に用いた電子データ一式も合わせて提出すること。
担当課室・担当者	家庭福祉課虐待防止対策推進室 保健指導専門官（内線4894）

令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業  
調査研究課題個票（1次公募）

調査研究課題32	児童相談所や一時保護所等における保健師の効果的な活用に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>令和元年度児童福祉法改正により児童相談所において保健師が必置化されることとなり、令和4年4月より児童相談所に保健師が必置となる。</p> <p>児童相談所において期待される保健師の役割は様々あるが、令和4年3月までに既に保健師を配置している児童相談所において、母子保健部署や医療機関等との連携等一定の役割を担う保健師がいる一方で、保健師を配置していない児童相談所等では、保健師の効果的な活用について十分に理解されていない現状がある。</p> <p>令和4年4月以前に保健師を配置した児童相談所に対し、保健師の担う役割や保健師がいることの具体的な利点、保健師における母子保健等の他部署とのジョブローテーションの実態について実態調査を行い、児童相談所における保健師の効果的な活用について検討する。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>既に保健師を配置している児童相談所より保健師の活用状況やその効果、その他保健師のジョブローテーションに関する実態についても把握し、保健師のより効果的な活用に係る検討を行う。</p> <p>①全国の既に保健師を配置していた児童相談所に対し、児童相談所において保健師の担う役割や保健師がいることの具体的な利点、保健師における母子保健等の他部署とのジョブローテーションの実態についてアンケート調査を行い、複数の児童相談所に対しヒアリング調査を行う。</p> <p>②児童相談所や市区町村の職員、有識者で構成した事業検討委員会を立ち上げ、保健師に関する活用状況にかかる実態調査内容の検討、調査結果の分析を行い、保健師の効果的な活用について、検討を行う。</p> <p>※なお、調査研究を進めるにあたっては、適宜、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課虐待防止対策推進室と協議すること。</p>
求める成果物	上記調査研究の結果をまとめた報告書について、電子媒体及び紙媒体で提出すること。また、調査・分析に用いた電子データ一式も合わせて提出すること。
担当課室・担当者	家庭福祉課虐待防止対策推進室 保健指導専門官（内線4894）

令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業  
調査研究課題個票（1次公募）

調査研究課題33	子ども家庭福祉の新たな資格に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>子ども家庭福祉分野の新たな資格については、社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会（以下、専門委員会という。）の下に置かれた「子ども家庭福祉に関し専門的な知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方その他資質の向上策に関するワーキンググループ」において、令和元年9月から10回に渡る議論を経て、令和3年2月にとりまとめが行われた。その後、専門委員会において、新たな資格（子ども家庭福祉ソーシャルワーカー（仮称））の創設に関する具体的な制度設計の案について、令和4年2月にとりまとめがなされた。</p> <p>同とりまとめにおいて、児童相談所、市区町村、民間機関等を含め、広く子ども家庭福祉の現場にソーシャルワークの専門性を十分に身につけた人材を早期に輩出するため、まずは、一定の実務経験のある有資格者や現任者について、国の基準を満たした認定機構（仮称）が認定した研修を受講するとともに、認定機構（仮称）が実施する試験（研修の効果も測定する実践的な内容のもの）を経て、認定機構（仮称）から子ども家庭福祉ソーシャルワーカー（仮称）として認定される認定資格を導入することとされている。</p> <p>これに関連し、そのニーズ、海外制度比較、雇用意識等の調査等の調査研究を行う。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>子ども家庭福祉の新たな資格に関連して、以下の事項について調査研究を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 当該資格の需要・必要性の把握、雇用意識の調査</li> <li>② 海外諸国の制度との比較・検証</li> <li>③ ①及び②を踏まえ、地方自治体、関係機関、団体等において活用する場面を想定し、活用促進の方策についての検討</li> </ol> <p>なお、調査研究を進めるにあたっては、適宜、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課虐待防止対策推進室と協議すること。</p>
求める成果物	<p>上記調査研究の結果をまとめた報告書について、電子媒体及び紙媒体で提出すること。</p> <p>また、調査・分析に用いた電子データ一式も併せて提出すること。</p>
担当課室・担当者	家庭福祉課虐待防止対策推進室 企画法令係（内線4870）

令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業  
調査研究課題個票（1次公募）

調査研究課題34	養成校におけるモデル的なカリキュラムの検討と、子ども家庭福祉の新たな資格における指定研修等への養成校の協力の在り方に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>子ども家庭福祉分野の新たな資格については、社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会（以下、専門委員会という。）の下に置かれた「子ども家庭福祉に関し専門的な知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方その他資質の向上策に関するワーキンググループ」において、令和元年9月から10回に渡る議論を経て、令和3年2月にとりまとめが行われた。その後、専門委員会において、新たな資格（子ども家庭福祉ソーシャルワーカー（仮称））を創設し、その具体的な制度設計の案について、令和4年2月にとりまとめがなされた。</p> <p>同とりまとめにおいて、児童相談所、市区町村、民間機関等を含め、広く子ども家庭福祉の現場にソーシャルワークの専門性を十分に身につけた人材を早期に輩出するため、まずは、一定の実務経験のある有資格者や現任者について、国の基準を満たした認定機構（仮称）が認定した研修を受講するとともに、認定機構（仮称）が実施する試験（研修の効果も測定する実践的な内容のもの）を経て、認定機構（仮称）から子ども家庭福祉ソーシャルワーカー（仮称）として認定される認定資格を導入することとされている。</p> <p>同とりまとめにおいて、「福祉系大学ルートでの早期の設定が急務であり、あわせて検討してほしい」との意見もあったことから、養成校におけるモデル的なカリキュラムの検討を行う。また、併せて、今回設ける新たな子ども家庭福祉の資格における指定研修等への養成校の協力の在り方についても調査研究を行う。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>① 養成校における具体的な専門科目、カリキュラム等をモデル的に精査・検討する。</p> <p>② 今回設ける新たな子ども家庭福祉の資格における指定研修等への養成校の協力の在り方についても調査研究を行う。</p> <p>なお、調査研究を進めるにあたっては、適宜、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課虐待防止対策推進室と協議すること。</p>
求める成果物	<p>上記調査研究の結果をまとめた報告書について、電子媒体及び紙媒体で提出すること。</p> <p>また、調査・分析に用いた電子データ一式も併せて提出すること。</p>
担当課室・担当者	家庭福祉課虐待防止対策推進室 企画法令係（内線4870）

令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業  
調査研究課題個票（1次公募）

調査研究課題35	産後ケア事業及び産婦健康診査事業等の実施に関する調査研究事業
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>母子等に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、安心して妊娠・出産、子育てができる支援体制の確保を目的として、市町村において産前・産後の支援が行われている。</p> <p>産前・産後の支援は、産科医や助産師の偏在もあり、その居住する市町村の域内で完結するものではなく、都道府県が医療計画等に基づき周産期医療体制の整備を進めているところ。</p> <p>母子保健法に基づく産後ケア事業については、政府としても、少子化対策大綱（2020年5月29日）に基づき、2024年度末までの全国展開に取り組んでいるが、令和2年度時点の実施状況は1,158/1,741市町村（66.5%）となっている。そのほかの予算事業の実施状況を見ても、産婦健康診査は867/1741市町村（49.8%）、多胎児への支援事業は28/1741市町村（1.6%）と未実施自治体が多い。</p> <p>令和4年1月には、総務省により産前・産後の支援の取組状況についての行政評価・監視が行われ、市町村が事業を開始しやすく、取り組みやすい環境を整えるよう、都道府県の関与強化などの勧告がなされたところ。</p> <p>そのため、本調査研究事業では、産後ケア事業及び産婦健康診査事業等の産前・産後の支援に関して、市町村における課題やその解決策及び都道府県に求められる支援について調査・分析を行い、事業の推進に向けたマニュアル等（委託先との契約手続や、契約書等各種様式のひな形などを含む）を策定することを目的とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・少子化対策大綱（<a href="https://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/law/index.html">https://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/law/index.html</a>）</li> <li>・総務省「子育て支援に関する行政評価・監視-産前・産後の支援を中心として-」（<a href="https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/hyouka_040121000154426.html#kekkahoukoku">https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/hyouka_040121000154426.html#kekkahoukoku</a>）</li> <li>・産後ケア事業の利用実態に関する調査研究事業（令和2年9月）（<a href="https://www.mhlw.go.jp/content/000694012.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/000694012.pdf</a>）</li> <li>・産後ケア事業ガイドライン（令和2年8月）（<a href="https://www.mhlw.go.jp/content/000658063.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/000658063.pdf</a>）</li> <li>・産後ケア事業事例集（平成28年）（<a href="https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/H28sangokeazireisyu_1.pdf">https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/H28sangokeazireisyu_1.pdf</a>）</li> <li>・令和4年度母子保健対策関係予算案の概要（<a href="https://www.mhlw.go.jp/content/000825738.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/000825738.pdf</a>）</li> </ul>



<p>想定される事業の 手法・内容</p>	<p>1. 有識者会議の設置</p> <p>関係団体及び自治体等の代表者（5名程度）から構成される有識者会議（5回程度）を立ち上げ、①産後ケア事業及び産婦健康診査事業等の産前・産後の支援事業の現状をヒアリングし課題等を整理、②アンケート調査における調査項目等の検討、③調査結果の分析、④調査結果に基づくマニュアル等の作成を行う。</p> <p>※ 会議の開催に当たっては、新型コロナウイルス感染症の影響等に配慮し、オンラインによる開催等を検討すること。</p> <p>2. ヒアリング調査の実施（抽出調査）</p> <p>事業実施市町村（10自治体程度）及び市町村への支援に取り組んでいる都道府県（5自治体程度）に対しヒアリング調査を行う。マニュアル等の策定の参考となるよう契約書等必要な書類も併せて収集すること。なお、ヒアリング項目については、事業実施者において素案を作成し、有識者会議における意見を踏まえ修正等を行うものとする。</p> <p>なお、ヒアリングの結果から、内示日より2ヶ月程度で有識者会議において、今後の課題・調査事項の整理を行うこと。</p> <p>3. アンケート調査（悉皆調査）の実施</p> <p>(1) 調査票の発出及び回収・集計</p> <p>市町村（1741自治体）及び都道府県（47自治体）を対象として、調査票を送付し、回答の回収・集計を行う。調査項目等については、事業実施者において素案を作成し、有識者会議における意見を踏まえ修正等を行うものとする。</p> <p>(想定される主な調査項目)</p> <p>&lt;市町村調査&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本情報（出生数、産前・産後の支援事業の実施状況）</li> <li>・未実施事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>未実施理由、実施するために求められる支援等</li> </ul> </li> <li>・実施事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>委託方法、委託先、ニーズ把握の手法、委託先との調整内容（利用手続、委託金額、利用料、調整が難しかった案件等）、広域利用に関する調整内容、共同実施に関する調整内容、市民への周知方法、利用者の情報の取扱い等</li> </ul> </li> <li>・産前・産後の支援事業に関するデータの管理・分析状況</li> </ul> <p>&lt;都道府県調査&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本情報（産科医療機関の状況、母子保健計画における産前・産後の支援計画の有無等）</li> <li>・産前・産後事業にかかる共同実施、広域調整等の実施状況</li> <li>・産前・産後事業にかかる研修等の実施状況</li> </ul>
---------------------------	---

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産前・産後事業にかかる都道府県の役割</li> </ul> <p>※ 地方自治体の住所等必要な情報については厚生労働省子ども家庭局母子保健課（以下「母子保健課」という。）より提供する。</p> <p>(2) 調査結果の分析</p> <p>調査結果から、事業未実施市町村における課題や、都道府県に求められる支援など、市町村が事業を開始するために必要とされる事項について分析を行う。分析結果については、事業実施者において素案をとりまとめ、有識者会議における意見を踏まえ修正等を行うものとする。</p> <p>4. マニュアル等の策定</p> <p>ヒアリング調査及びアンケート調査の結果を踏まえ、今後の産前・産後の支援事業の推進に向けたマニュアル等を策定すること。</p> <p>策定にあたっては、既存の国・関係団体等が策定しているマニュアル・通知等、広域連携が必要となる他の事業の取組も参照し、以下の点に留意し、事業実施者において素案を作成し、有識者会議における意見を踏まえ修正等を行うものとする。</p> <p>(留意事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・活用可能な予算事業や法令、参考通知等の情報</li> <li>・事業委託団体との調整に活用できる資料</li> <li>・委託契約書のひな型案</li> <li>・共同実施や広域利用の調整の手法等</li> <li>・データの収集・分析、母子保健計画等の策定における国・都道府県に求められる役割の提案</li> </ul> <p>なお、本調査研究を進めるにあたっては、適宜、母子保健課と協議すること。</p> <p>また、本調査研究に関する内容について公表する場合は、予め母子保健課の承認を得ること。</p>
<p>求める成果物</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 上記1～4の調査研究による結果をまとめ、考察や提言を加えた電子媒体及び紙媒体での報告書及び報告書の内容をまとめた概要資料</li> <li>2. ヒアリング調査及びアンケート調査の集計結果に係る電子データ（原則 Excel とする）一式</li> <li>3. 上記4で策定したマニュアル等の電子データ（原則 Word とする）</li> </ol>
<p>担当課室・担当者</p>	<p>母子保健課 母子保健係（内線4975）</p>

令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業  
調査研究課題個票（1次公募）

調査研究課題36	3歳児健康診査における視覚検査の実施体制に関する実態調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>視機能の発達は6～8歳頃までに完成するとされていることから、3歳児健康診査（以下、「3歳児健診」という。）における視覚検査において弱視や屈折異常等を発見し、治療につなげることは重要である。3歳児健診においては、視覚に関するアンケートと家庭でのランドルト環を用いた視力検査を行うこととなっているが、一部の市町村においては、独自に屈折検査機器を用いた検査もあわせて行われている。</p> <p>令和3年2月に閣議決定された「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」においては、「乳幼児における視覚の異常などの疾病を早期に発見し、支援につなげていく環境整備に向けた検討を行う」こととしており、令和4年度の予算案において母子保健対策強化事業として、屈折検査機器を含めて各種健診に必要な備品の整備の中で活用できるよう予算を計上している。</p> <p>屈折検査を含めた視覚検査実施においては、都道府県と市町村とが連携し、受検状況等の把握・集計、精度管理、医療機関等の関係機関との連携、視覚検査実施に係る手引きの作成等を行うことが望ましい。</p> <p>本研究では、3歳児健診における視覚検査の実施体制の整備を目指し、実態調査及び視覚検査を推進するための体制整備が進んでいる地域における事例の収集を行うとともに、自治体担当者向けの実践的な手引き及び事例集の作成を行う。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>(1) 都道府県・市町村に対して、3歳児健診における視覚検査について調査票を用いた実態調査を行う。調査内容には、アンケート・ランドルト環を用いた視力検査の実施状況、屈折検査導入の有無、要精密検査となった児に関する医療機関との連携体制、受診勧奨の手法等を含めること。</p> <p>(2) (1)の調査より把握した屈折検査を導入している都道府県・市町村の中から体制整備が進んでいる自治体を抽出し、ヒアリング調査を行い、実施体制の好事例の収集を行う。ヒアリングの内容としては、都道府県と市町村、自治体と医療機関の連携体制、協議会設置の有無や体制、屈折検査を含む視覚検査の手引きの有無や内容、要精密検査となった児への受診勧奨や受診状況の把握の方法等を含めること。</p> <p>(3) (1)(2)の調査をもとに、都道府県向け、市町村向けの双方の内容を含めた3歳児健診における視覚検査実施のための手引きを作成する。</p> <p>(4) 3歳児健診における視覚検査で要精密検査となった児の家族に配布する受診勧奨に資するリーフレットを作成する。</p> <p>なお、事業の実施にあたっては、視覚検査や乳幼児健康診査に関係する学会・医会、医療機関、母子保健に係る行政機関等の有識者による検討委員会を設置し、有識者の意見を反映させる体制を整えること。具体的な人選に当たっ</p>

	ては厚生労働省子ども家庭局母子保健課と相談の上決定するとともに、適宜、協議しながら事業を進めること。
求める成果物	<p>① 調査・分析結果をとりまとめた報告書（報告書の概要版含む）</p> <p>② 都道府県・市町村における3歳児健診における視覚検査に係る体制整備に資する手引き・事例集</p> <p>③ 3歳児健康診査における視覚検査で要精密検査となった児の家族に配布するリーフレット</p> <p>※電子媒体及び紙媒体で提出すること。 また、調査・分析に用いた電子データ一式も併せて提出すること。</p>
担当課室・担当者	母子保健課 課長補佐（内線4970）

令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業  
調査研究課題個票（1次公募）

調査研究課題37	母子保健における児童虐待予防等のためのリスクアセスメントの実証に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>平成28年度に母子保健法（昭和40年法律第141号）の一部を改正し、母子保健施策は児童虐待の予防や早期発見に資するものであることに留意するよう明確化された。このため、妊娠届出時や乳幼児健康診査の母子保健事業等を通じて、特定妊婦及び要支援児童等の把握に努めることが求められている。また、令和元年12月に成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（平成30年法律第104号）が施行され、身体的・精神的・社会的(biopsychosocial)な観点から包括的に切れ目なくアプローチすることが重要であることが示された。</p> <p>特定妊婦及び要支援児童等の把握については、平成28年12月16日付雇児母発1216第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長通知「要支援児童等（特定妊婦を含む）の情報提供に係る保健・医療・福祉・教育等の連携の一層の推進について」において、特定妊婦及び要支援児童等の様子や状況例を目安として示しているものの、統一されたアセスメントシートは存在せず、自治体によってアセスメントの方法やアセスメントに基づく判断は異なっている状況である。</p> <p>そのような状況を踏まえ、令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「母子保健における児童虐待予防等のためのリスクアセスメントの在り方に関する調査研究」において、文献及び各市町村の母子保健分野で使用されているアセスメントシートをもとに、児童虐待予防に資するリスクアセスメント項目を選定した。</p> <p>本研究においては、上記研究で選定されたアセスメント項目を複数の自治体で試行的に運用し、信頼性・妥当性を科学的に検証することで、市町村の母子保健事業において活用できるリスク評価の標準化に向けたアセスメントシートの作成を行う。また、アセスメントシートを活用する際の留意事項等を示したマニュアルの作成を行う。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>令和3年度に実施した「母子保健における児童虐待予防等のためのリスクアセスメントの在り方に関する調査研究」の結果を活用し、以下の事項を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 複数の市町村の母子保健担当部局において調査研究への協力を得た上で、上記調査研究で選定されたアセスメント項目を試行的に運用する。実施市町村については、厚生労働省子ども家庭局母子保健課と協議の上、依頼・決定すること。</li> <li>(2) (1)を踏まえて、アセスメント項目について信頼性、妥当性、実用性の観点から精度の検証を行う。</li> <li>(3) (2)を踏まえて、標準化に向けた実用性のあるアセスメントシートを作成する。</li> </ol>

	<p>(4) アセスメントシートを活用するに当たり、使い方や留意事項、アセスメントスコアに応じた支援方法や家庭福祉担当部局との連携方法といった自治体向けの運用マニュアルを作成する。</p> <p>なお、上記の実施に当たっては、有識者の意見を踏まえて実施するとともに、厚生労働省子ども家庭局母子保健課と協議の上、実施すること。</p>
求める成果物	<p>1) 調査・分析結果をとりまとめた報告書</p> <p>2) 収集・分析した資料やデータ等の各種電子データセット</p> <p>※電子媒体及び紙媒体で提出すること。</p> <p>また、調査・分析に用いた電子データ一式も併せて提出すること。</p>
担当課室・担当者	母子保健課 課長補佐（内線４９７０）

令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業  
調査研究課題個票（1次公募）

調査研究課題38	児童福祉施設等における栄養管理や食事の提供の支援に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>食を通じた子どもの健やかな発育にあたっては、子どもの身体・栄養状態等に関する適切な評価し、それを踏まえ、栄養・食生活支援を行うことが重要である。厚生労働省では、保育所を始めとする児童福祉施設において、乳幼児の発育の過程に応じ、適切な栄養管理や食事の提供を行えるよう、平成22（2010）年に「児童福祉施設における食事の提供ガイド」、平成24（2012）年に「保育所における食事の提供ガイドライン」を作成し、児童福祉施設においては、これらのガイドを参考に、子供の健やかな発育を支援するなどの観点から適切な栄養・食生活の支援が実施されている。</p> <p>これらのガイドの作成から約10年が経過する中、令和3年（2021）年2月には「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」が閣議決定された。本指針において、乳幼児期は生涯の健康づくりの基盤となる重要な時期であり健やかな生活習慣を身に付ける必要があること、子どもの食生活については貧困等の社会経済的な要因も含めた総合的な視点が重要であること等が示されている。このように、子どもの栄養・食生活については、施設における食事の提供とあわせて、家庭や地域が連携し、多角的な視点をもって、生活全体を支援していくことがより一層求められている。</p> <p>このため、子どもの栄養・食生活の支援について、施設における栄養管理の質の向上、家庭や地域が連携した支援の在り方等を検討すること、また、これらのガイドの改定案を作成することを目的として実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉施設における食事の提供ガイド（平成22年） <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000005gxs.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000005gxs.html</a></li> <li>・保育所における食事の提供ガイドライン（平成24年） <a href="https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/pdf/shokujiguide.pdf">https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/pdf/shokujiguide.pdf</a></li> </ul>
想定される事業の手法・内容	<p>(1) ガイドの利用者のニーズの把握</p> <p>○ 「児童福祉施設における食事の提供ガイド」、「保育所における食事の提供ガイドライン」に関して、利用者（自治体、施設等）のニーズを質問紙調査、ヒアリング等により把握し、結果から明らかとなった課題等について整理する。</p> <p>(2) ガイド案の作成</p> <p>○ (1)の結果及び以下の調査研究等の報告内容を踏まえ、ガイド案を作成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・厚生労働行政推進調査事業費（成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業）「児童福祉施設における栄養管理のための研究」（令和元～3年度）</li> <li>・厚生労働行政推進調査事業費（成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業）「幼児期の健やかな発育のための栄養・食生活支援に向けた効果的な展開のための研究」</li> </ul>

	<p>(令和2～3年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ガイド案の作成に当たっては、以下の点に留意する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行の「児童福祉施設の食事提供ガイド」、「保育所における食事の提供ガイドライン」について、それぞれの内容の重複等を整理した上で、保育所、児童養護施設、乳児院等施設の特徴を踏まえた構成となるよう工夫すること。</li> <li>・ 保育所における食事の提供の目安（昼食を想定）、食事の提供の実態を踏まえた施設の食事提供の役割等を示すこと。</li> <li>・ 保育所における食事の提供の目安については、日本食品成分表の改訂等にも対応できるよう配慮すること。</li> <li>・ 保育所における食事の提供の形態については、様々な現場の現状を踏まえた内容とすること。</li> <li>・ 児童福祉施設における食物アレルギーの対応、衛生管理等については、既存のガイドライン、マニュアル等の内容に準じること。</li> <li>・ 施設、地域、家庭等との連携については、社会経済状況等も踏まえた内容を必要に応じて盛り込むこと。</li> <li>・ ガイドの利用者が必要とする情報を入手しやすくなるよう、内容についてわかりやすく整理し、見やすいレイアウトにする等の工夫をすること。</li> </ul> </li> </ul> <p>(3) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 調査研究の実施に当たっては、乳幼児の栄養・食生活、児童福祉（保育や児童養護）等に関する有識者、自治体等の関係者からなる検討委員会を開催し、内容の検討を進めること。検討委員会の構成員は厚生労働省子ども家庭局母子保健課及び保育課（以下「担当課」という。）と協議により選定すること。</li> <li>○ 調査研究を進める過程で新たな課題が生じた場合は、担当課と協議の上、対応すること。</li> <li>○ 調査研究の実施に当たっては、担当課と協議の上、進めること。</li> </ul>
<p>求める成果物</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 調査結果等をまとめた報告書 報告書の提出にあたっては、統計解析等に用いたデータセット、調査結果集計表の電子媒体（編集・加工が可能な媒体を含む）も提出すること。</li> <li>○ ガイド案 編集・加工が可能な電子媒体を提出すること。</li> </ul>
<p>担当課室・担当者</p>	<p>母子保健課 課長補佐（内線4985）、栄養専門官（内線4981） 保育課 保育指導専門官（内線4846）、企画調整係（内線4852）</p>